

神奈川県新しい公共支援事業運営委員会規則をここに公布する。

平成23年3月22日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第10号

神奈川県新しい公共支援事業運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県新しい公共支援事業運営委員会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県新しい公共支援事業運営委員会（以下「委員会」という。）は、神奈川県新しい公共支援事業基金条例（平成23年神奈川県条例第4号）第7条第1項に規定する事業につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、県民、営利を目的としない法人その他の団体による不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動等に関する事項について識見を有する者及び市町村の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年9月以内において知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長1人を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民局県民活動部NPO協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。